「精神の障害」と刑事責任能力(4・完)

竹川俊也

はじめに

背景事情

問題意識と研究手法

本稿の構成

- 第1章 アメリカにおける議論状況
 - 第1節 責任能力基準における「精神の障害」要件の位置づけ
 - 第2節 ダラム・ルール成立の背景
 - 第3節 ダラム・ルールが内包していた諸問題
 - 第1款 「所産」の意義について
 - 第2款 「精神の疾患ないし欠陥」の意義について
 - 第3款 「精神の障害」と精神鑑定人の役割

(以上、本誌158号)

- 第4款 Fingarette による「精神の障害」概念の再構築
- 第4節 検討─「精神の障害」の多義性と責任能力基準における地位
- 第2章 「精神の障害」の判断基盤
 - 第1節 精神医学における疾患概念
 - 第1款 伝統的精神医学における疾患概念―シュナイダー理論を軸として
 - 第2款 現代的精神医学における疾患概念
 - ―操作的診断に基づく疾患概念を軸として
 - 第3款 伝統的精神医学と現代的精神医学
 - 第1項 両者の基本的な考え方の相違について
 - 第2項 精神鑑定において現代的疾患分類を用いた場合の弊害について
 - 第2節 「精神の障害」の判断基盤
 - 第1款 症状論

(以上、本誌159号)

第2款 診断論

- 第3節 検討一責任能力論における「精神の障害」の意味内容
 - 第1款 症状論と診断論をめぐる議論の到達点
 - 第2款 弁識・制御能力と「精神の障害」
- 第3章 責任能力論における「精神の障害」の位置づけ
 - 第1節 責任能力の実体要件として「精神の障害」に独自の意義を認める見解
 - 第1款 「精神の障害」から責任能力の判断結果を導出する余地を認める立場 第1項 町野湖の見解

第2項 水留正流の見解

第3項 検討

(以上、本誌160号)

第2款 「精神の障害」から責任能力の判断結果を導出する余地を認めない立場 第1項 箭野章五郎の見解

第2項 検討

第3款 検討

第2節 責任能力の実体要件として「精神の障害」に独自の意義を認めない立場

第1款 安田拓人の見解

第2款 検討

第3節 検討

第1款 「精神の障害」を実体要件として認めた場合の不整合性について

第2款 「精神の障害 | 不要説について

おわりに(以上、本号)

第2款 「精神の障害」から責任能力の判断結果を導出する余地を認めない立場

第1項 箭野章五郎の見解

混合的方法の下での「精神の障害」要件について箭野章五郎は、責任能力の第一段階要素としていわばふるいの役割を果たすものであり、「法的な観点から、責任主義のあるべき帰結に配慮し、この『精神の障害』概念の範囲を確定するという方策」が採られなければならないと指摘する。箭野によれば、「精神の障害」を精神医学や心理学における何らかの障害としたのでは、責任能力基準の第一段階要素として不明確となる一方で、医学や心理学の特定の立場から「精神の障害」に何らかの限定を加える方策は責任原則違反になることから、「精神の障害」の外延は法的見地から構成されなければならない。

箭野の分析によれば、「精神の障害」の法的構成には、以下の二つの考え 方が存在する。第一は、認識・制御能力を喪失ないし著しく減少させうるす べての精神状態を「精神の障害」にあたるものとし、最も純粋な形で法的見 地からの再構成を図る見解(安田)であり、第二は、認識・制御能力への影 響という法的・規範的観点から「精神の障害」を捉え直すものの、その際に は医学的・心理学的な意味での精神障害を不可欠な分母とすることで複合的 (248) な法的・規範的病気概念とする見解(西山)である。

第一の考え方について箭野は、精神疾患間の法的平等が図られることによって責任主義のあるべき帰結が不足なく導かれるものの、①責任能力と他の責任要素の差異が曖昧化し、②実質的に心理学的方法を採ることによって混合的方法の意義が失われるとともに、③医学的・心理学的な知見を経由することを担保しえないという欠点を抱えていると批判を加え、これらの難点を回避する第二の考え方が妥当だと指摘する。

箭野によれば、責任能力基準に混合的方法が採用されている理由は、精神 医学や心理学によって明らかとされた一定の精神的欠陥という前提条件を法 によって指定し、裁判官の恣意的判断を排するとともに、不毛な原因探求を 回避させることで不安定な状態に陥るのを避けること(法的安定性)に求め られる。こうした混合的方法の目的が達成されるためには、「法的・規範的 なもの」とは異なる次元に属するものを、「精神の障害」が内包しなければ ならないことになるのである。

かようにして箭野は、「精神の障害」概念を法的見地から再構成しなければならないとしても、その際には医学・心理学の知見を参照する必要性を強調する。箭野によれば、戦後(西)ドイツの刑法学説や判例実務において法的病気概念が発達したのは、シュナイダー流の狭隘な医学的病気概念から離れることを意図したからであり、法的に純化した形で「精神の障害」要件を再構成する必然性は存しない。

他方で箭野は、「精神の障害」を原因としない場合であっても、違法性の意識の可能性論や適法行為の期待可能性論による責任非難の減免が可能であることを念頭に、第一の考え方の根底にある精神疾患間の法的平等という観点について、「解釈論上の帰結をより正面から採用することを求めたり、立法上の提案をおこなうなどといった方法が本来とられるべき」であり、責任能力以外の責任阻却事由が機能不全に陥っていることを理由として、混合的方法の意義を没却するような解釈はなされるべきではないと指摘する。すな

わち、箭野によれば、「精神の障害」以外の原因によって認識・制御能力 (あるいはそれに対応する能力) が損なわれていた場合には、違法性の意識の 可能性や適法行為の期待可能性による責任非難の減免が可能であり、第一の 考え方のように実質的に心理学的方法を採用し、混合的方法から離れる意義 は存在しない。

このように、箭野説において「精神の障害」は、医学・心理学において広 い意味で精神の障害とされるものの中で、認識・制御能力を少なくとも著し く減少させる可能性があるほどの障害として位置づけられることになる。

第2項 検討

以上に見た箭野説の背景には、精神医学や心理学において疾病や障害とさ れる対象が顕著に拡大する中で、責任能力の第一段階要素としての「精神の 障害」に限定を加える何らかの方策が採られなければならない一方、「精神 の障害」を純医学的概念として理解することも、また、純刑法学的概念とし て理解することも妥当でないとの問題意識がある。この問題意識の下で箭野 説は、広範な医学的・心理学的意味での障害を最大限の母体としながらも、 刑法的意味における認識・制御能力への影響の観点から絞りをかけることに よって、「精神の障害」を医学・心理学と法学の複合的概念として理解する。 筆者は、この結論自体は穏当だと考えるものの、「精神の障害」を複合的 概念と位置づけることの実益については疑問を感じている。箭野の見解にお いても、「精神の障害」は認識・制御能力という法的観点から再記述される 以上、純粋に法的見地から構成する見解との間で、実際の帰結に差異は生じ ないように思われる。というのも、医学的・心理学的な疾病や障害として箭 野が意図していたのは、(例えばシュナイダー理論のような)特定の狭い意味 での医学的な疾患概念ではなく、(認識・制御能力に少なくとも著しく影響を与 える)広範な意味における疾病や障害であり、「医学的・心理学的に広い意 味で精神の障害が存するか否かが問われるとすると、当初の意図である鑑定 対象の限定は無理ではないかという疑問しに繋がりうるからである。

この箭野説への疑問は、同説において、①混合的方法の正当性を議論の前提に据えながら、②医学・心理学的な観点を「精神の障害」の解釈に導入することで専門知識の経由が可能になるとし、さらに、③生物学的要素の従来的な枠組みの中で法的疾病概念を構成する点の問題性に起因する。

①の点について箭野説は、混合的方法の本来的な目的は責任能力判断の安定化にあり、その目的が達成されるためには生物学的要素と心理学的要素の意味内容に差を設ける必要がある――つまり、「精神の障害」を純粋に法的な概念として位置づけるべきではない――ものの、「精神の障害」を純粋に医学的な疾患概念として理解することもできないため、医学・心理学と法学の複合的概念として理解する。

箭野説における上記の思考プロセスは、混合的方法による責任能力基準が正しいことを前提に議論が展開されており、責任能力の実体要件として「精神の障害」を存置すべきか否かという、混合的方法の妥当性に再検討を迫る文脈においては必ずしも妥当ではない。換言すれば、「精神の障害」の外枠を「責任能力基準の第一段階要素」として先に確定した上で、混合的方法が真価を発揮するために第二段階要素(弁識・制御能力)とは異なる意味づけを「精神の障害」に与えるというのではなく、むしろ、「精神の障害」という要素のあるべき意味内容を確定した上で、それに見合った責任能力基準における地位を考えるべきなのである。

筆者の見立てでは、責任能力判断の安定化という混合的方法の目的は、かつて生物学的要素が医学的な疾患概念と同一視されていた時代の残滓である。「精神の障害」に関する議論進展を経て、⑦「精神の障害」を法的観点から再構成し、①責任原則違反とならぬよう弁識・制御能力に問題が生じた精神状態をあまねく含むような解釈が要請される現在にあっては、「精神の障害」の意味内容は相当程度に変容しており、その結果として、混合的方法の妥当性が揺らいでいるように思われるのである。

確かに、混合的方法の目的が達成されるためには、箭野が指摘するように 生物学的要素と心理学的要素とで異なる内容が含まれなければならないだろ う。しかし、上記のように混合的方法の妥当性に疑問を抱く筆者の立場からは、この記述方法による責任能力基準を所与のものとし、「精神の障害」の 議論進展による知見を未整理のままこの要素に取り込むことで、医学・心理 学と法学の複合的概念として記述する同説には疑問が残るのである。

また、②の点について言えば、「精神の障害」の外延や内実を法的見地から再構成することと、この意味での「精神の障害」の有無や程度を医学的・心理学的な見地から説明することの間には違いがある。既述のように、医学・心理学と法学の間には関心対象の差異が存在し、「精神の障害」を医学・心理学領域における疾患概念と一致させることは妥当でない。他方で、「精神の障害」は弁識・制御能力の有無や程度といった法的観点からなされるべきであり、治療の必要性といった他の考慮要素が入り込む余地は存在しない。

かようにして、「精神の障害」の法的再構成は、⑦精神医学や心理学における疾患該当性と「精神の障害」該当性が無関係であり、①その有無や程度が弁識・制御能力といった法的観点から判断されなければならない、という二重の性質を有することになる。その帰結として、第一段階要素としての「精神の障害」に弁識・制御能力と区別された実体要件としての位置づけを与える理由を実体論的な理由に求めることは困難となる。

これに対して箭野は、「精神の障害」の法的再構成を認めながらも、これを純粋に法的見地から記述した場合には混合的方法の目的に背理し、精神医学や心理学の知見を確実に経由する途が断たれるとして、「精神の障害」を医学・心理学と法学の複合概念として理解する。しかし、「精神の障害」の外延や内実を法的見地から構成するとしても、「精神の障害」の判断に際して医学的・心理学的な専門的知見の経由が回避されることを意味するわけではない。Fingarette の指摘に見られたように、「精神の障害」概念を確定する権限が精神医学の側に存しないとしても、精神鑑定人の役割が消失することにはならないのであって、「専門的知識の経由の有無」という問題は、責任能力基準における「精神の障害」に医学・心理学の概念が用いられている

かという問題とは別の次元に属するのではないだろうか。実際にも、純粋に法的見地から「精神の障害」を再構成する安田の見解においても、「精神の障害」の有無や程度は「精神医学ないし心理学的専門知識に基づいて判断するもの」と強調されていることを考慮すれば、「精神の障害」の複合的理解の意義も薄らいでしまうように思われる。

さらに、③の点について箭野は、自身と同様に「精神の障害」を複合的概念として構成する論者として、精神医学者の西山詮を挙げる。しかし、第1章第4節で概観したように、西山は「精神の障害」の多義性を指摘する中で、①弁識・制御能力の認定資料としての「精神の障害」と、②弁識・制御能力が喪失ないし著しく減退した精神状態としての「精神の障害」(心神喪失・心神耗弱)を区別し、後者を法的疾病概念と理解する点で、箭野の理解とは距離があるように思われる。すなわち、箭野説は、西山説において異なる次元に位置づけられていた、①「精神医学的疾病概念またはそれにきわめて近い概念」として理解される生物学的要素と、②弁識・制御能力が喪失ないし著しく減退した精神状態(法的疾病、心神喪失・心神耗弱)を混合させ、第一段階要素としての「精神の障害」の理解に換骨奪胎して用いるものと評しるる。

しかしながら、西山説における法的疾病としての「精神の障害」は、心神 喪失や心神耗弱といった責任能力の判断結果の言い換えであり、これを第一 段階要素としての「精神の障害」の内容として援用することは不適切であ る。「弁識・制御能力を少なくとも著しく減退させる精神状態」を責任能力 基準の第一段階要素に位置づけることに、どのような意義が認められるの か、説得的な理由が示される必要があるだろう。

先述のように筆者は、「精神の障害」が法的見地から再構成されなければならないという命題には、⑦精神医学や心理学における疾患該当性と「精神の障害」該当性が無関係であり、①その有無や程度が弁識・制御能力の観点から判断されなければならない、という2つの内容が含まれると考える。この両者を肯定した上で、町野や水留の見解とは異なり、「精神の障害」から

責任能力の判断結果を直接導出する余地を認めないのであれば、責任能力判断の第一段階要素として「精神の障害」が果たす実体論上の役割は消失するように思われるのである。

第3款 検討

以上、本節では、「精神の障害」に責任能力の実体要件として独自の意義を認める立場に検討を加えた。これらの見解は、「精神の障害」の法的構成を認めながらも、弁識・制御能力要件との完全な重なり合いを否定する点に 共通性が認められる。

すなわち、心理学的要素の認定上の困難性や他行為可能性に基づく判断の 弊害を問題とする立場(町野、水留)からは、「精神の障害」に第一義的な重 要性を認め、弁識・制御能力の個別判断を経ずに責任能力の判断結果を導出 する余地を認めるという形で、また、混合的方法の本来的な目的を考慮し、 「精神の障害」には弁識・制御能力とは異なる内容が含まれなければならな いとする立場(箭野)からは、「精神の障害」に医学的・心理学的な見地を 付加するという形で、「精神の障害」と弁識・制御能力の間の差別化が図ら れている。

既述のように、前者の考え方に対しては、弁識・制御能力に基づいた判断の困難性や不適切性は、弁識・制御能力の意味内容を再考することで克服されるべきであり、「精神の障害」という要素を重視することで問題に対処することは、責任能力の実体要件や判断プロセスの明確性を犠牲とすることになって妥当でない。また、後者の考え方に対しては、混合的方法の正当性を前提に据えつつ、それに沿った形で「精神の障害」の外延や内実を確定させるのでは議論の順序が逆であり、「精神の障害」の法的構成を認め、(前者の考え方とは異なり) 弁識・制御能力の個別判断を省略する余地を認めない以上、この意味での「精神の障害」に独自の意義を認めることは困難なように思われる。

かようにして、本節での検討からは、以下のような分析結果が得られた。

まず、犯罪の実体的要素として弁識・制御能力要件に第一義的な重要性を認める通説的な立場を前提とする以上、(弁識・制御能力に関する従来の理解に再考の余地があるとしても)「精神の障害」を責任能力の決定的要素とし、この意味内容を拡充することで問題解決を図るアプローチは採りえない。他方で、⑦精神医学や心理学における疾患該当性と「精神の障害」該当性が無関係であり、①その有無や程度が弁識・制御能力といった法的観点から判断されなければならないという意味で「精神の障害」の法的再構成を認めるのであれば、第一段階要素としての「精神の障害」に弁識・制御能力と異なる独自の意義を認めることは困難となる。

次節では、上記の見解とは異なり、「精神の障害」に弁識・制御能力と区別された独自の意義を認めない立場に検討を加える。そこで中核的な問題となるのは、「精神の障害」に刑法理論上の意義を認めない場合に、この要素をなお責任能力の実体要件として存置すべきか否か、である。

第2節 責任能力の実体要件として「精神の障害」に 独自の意義を認めない立場

わが国の通説的見解は責任要素を、行為者が備える精神的・心理的能力に関わる面と、具体的な行為事情に関わる面に二分した上で、それぞれの面で「その行為が違法であることの認識可能性」と「その違法性の認識に従って違法行為への意思決定を思いとどまる動機付けの制御可能性」の両者が問題になるとする思考枠組みを採用する。この枠組みの下では、「弁識能力といわゆる違法性の意識の可能性、そして、制御能力と期待可能性とは、原理的には同じもの」と解され、「精神障害に罹患していなくても、違法性の認識の可能性を欠く場合や期待可能性がない場合に責任阻却が認められるのであれば、『精神の障害』の場合の特別の規定は不要」となるようにも思われる。

しかしながら、責任能力と他の責任阻却事由の完全な平行理解を認める立場からも、「精神の障害」を責任能力の実体要件として不要とまで解する論者は見当たらない。既述のように水留は、わが国の通説的見解が責任能力と

158

他の責任要素の平行理解を認めながらも実体要件としての「精神の障害」を 存置する理由を、以下のように整理する。

第一は、刑法39条に基づく責任能力の喪失や減弱が、保安処分等の特別な処遇の前提として機能することを理由に挙げるものである。すなわち、責任無能力による免責は保安処分等につながることから、責任無能力による責任阻却は一般的な責任阻却事由から区別され、こうした見地から「責任能力の規定には、やはり心理学的方法とあわせて生物学的方法が必要」と解する立場が存在する。

しかしながら、保安処分は責任能力の喪失や減弱を必ずしも要件とせず、責任能力の要件として「精神の障害」を存置する理由としては説得性を欠くように思われる。責任能力が行為者への刑罰による法的非難可能性の問題であるとすれば、「たとえば対象者の危険性を理由とする保安処分の問題とは、本来別の問題」として区別されるはずである。わが国の心神喪失者等医療観察法についても、「心神喪失・心神耗弱という申立要件は、この法律による強制的な処遇の発動を制約する要件であるにすぎ」ず、「保安処分、あるいは心神喪失者等医療観察法の処遇のみを理由として、責任能力を阻却・限定する要件として『精神の障害』が要求されるということはできない」であろう。

第二は、「精神の障害」を要件としなければ責任能力の判断が不明確になるとするものである。すなわち、純粋な心理学的方法によった場合には、「形而上学的非決定論を採るものの如く解され易いのみならず、責任能力や限定責任能力の原因が無限定になり過ぎて、法的安定を害するおそれがある」と指摘される。この立場からは、犯罪の実体的要素としては心理学的要素のみであるものの、「生物学的要素は、その不存在を推定させる、その意味で証拠上の意義をもつ」ことを理由に、実体要件に組み込まれる。

わが国の学説の多数は、責任能力基準の本体を弁識・制御能力に求めながら、実体要件としての「精神の障害」が必要とされる理由をこの第二の点に (273) 求める傾向があるように見受けられる。以下では、弁識・制御能力と「精神 の障害」の意味上の重なりを認めながらも、この論拠から「精神の障害」に 実体要件としての地位を認める安田拓人の見解に検討を加え、私見の立場を 提示する。

第1款 安田拓人の見解

ドイツ刑法学の知見をわが国の責任能力論解釈へ応用しようと試みる安田 拓人は、ドイツの判例・学説が「精神の障害」を法的見地から再構成するに 至った議論過程を分析した上で、わが国における「精神の障害」にも同様の 理解が妥当すると主張する。

安田によれば、(シュナイダー流の伝統的な)医学的疾患概念を責任能力の要件として採用した場合には、人格障害などの精神的変性が「精神の障害」に含まれず、弁識・制御能力に問題があったとしても危険な犯罪者を正常者として処罰することが可能となる。このことから安田は、「精神の障害」解釈に際して医学的病気概念が支持されてきたのには、この解釈によって刑事政策的な考慮を正面から認めることが可能となり、あまりに多くの犯罪者が責任能力規定の適用対象となることを防ぐという実際上の考慮があったと指摘する。

他方で、脳科学などの進歩により、重大な犯行に及んだ行為者の脳に微細な障害が見出されるケースが増えていることを考慮すれば、「いずれは『精神の障害』による限定は不可能となり、法の立場から認識・制御能力のどの程度の障害を心神喪失・心神耗弱と評価するかが決定的」とならざるを得ない。安田によれば、認識・制御能力を少なくとも著しく減少させる可能性があり、このことに合理性がある場合に、こうした精神状態を「精神の障害」から外すことは妥当でなく、特定の精神医学の立場を採用し、「狭い医学的病気概念を適用することは、責任原則違反になりうる」のである。

わが国の判例や学説が混合的方法を採用する理由について安田は、「一定 のコントロール機能を満足する生物学的要素を考慮せずに判断した場合にも たらされるであろうカオス状態を避けることにあり、その主たる理由が、具 160

体的事案における行為者心理に関する我々の判断能力が限られていることに (279) あるのだとすれば、たしかに、そのことには実際上の説得性は認められる」としながらも、「免責の可否は最終的には認識能力・制御能力の判断において行われるのであり、そこで無能力ないし限定責任能力と判断されるべき実体がある場合に、それを排除してしまうような『精神の障害』の解釈は妥当でない』と指摘する。

このことから安田によれば、第一段階要素としての「精神の障害」は、他行為可能性の基盤として問題になりうるあらゆる状態を把握しなければならず、「第1段階に挙げられた精神状態の前提要件が存在しない場合には、認識・制御無能力(限定認識・制御能力)の場合はもはや考えられないということが確認されなければならない」。この点について安田は、以下のように述べる。

「わが国の刑法39条においては、心神喪失者・心神耗弱者という簡単な規定ぶりがみられるにすぎず、『精神の障害』は、判例・学説による解釈により得られた概念であるにとどまる。それゆえ、認識能力もしくは制御能力を少なくとも著しく減少させうる精神状態をあますところなく把握できるよう解釈することを妨げるものは何もないのである。」

こうした安田説の背景には、人格障害など、行為者の素質と環境が相互に作用して形成される類型の場合に、行為者の内にある事情だとみれば刑法39条の適用対象となるのに対し、外部的な事情だけでは超法規的な責任阻却事由に依拠せざるを得ないことへの疑問がある。すなわち、伝統的な疾患概念の下では人格障害や情動行為などが精神障害として認められず、適法行為の期待可能性など他の責任阻却事由が十分に機能していない実態を踏まえ、これらを含みうる刑法39条の解釈論を展開しようと試みるのである。

かようにして安田は、責任阻却事由は期待可能性の観点によって統一的に 理解されることから、外部的な事情であっても、単に個別の意思決定を強制 するのみならず、行為者の人格・精神機能に影響を及ぼすものであれば、超 法規的責任阻却事由としての(狭義の)期待可能性の領域に留めておくべき ではないと理解する。安田によれば、こうした思考方法を採ることによっ て、「認識・制御能力に影響を及ぼしうる精神状態の中で、責任主義あるい は平等原則の観点からみれば到底正当化されえないような区別を避け、同じ 精神状態には同じ法的結論を導くこと」が可能となるのである。

第2款 検討

以上に見た安田説は、「精神の障害」要件を、最も純粋な形で法的見地か ら構成しようと試みるものと評しうる。安田説における「精神の障害」に は、責任主義の観点から、少なくとも著しい認識・制御能力の低下をもたら しうる精神状態がすべて包摂されている。このことから、安田自身も以下で 認めるように、純粋な心理学的方法を採った場合と比べて結論に差異は生じ ない。

「法律的病気概念による場合には、……認識・制御能力に責任能力の適用 が問題となるような低下を生じさせる精神の障害を列挙して見かけ上は混 合的方法により規定するか、……見かけ上は心理学的方法により規定する かは、結論に全く影響を及ぼさず、いずれにせよ認識・制御能力の有無・ 程度が決定的だということになる……|

混合的方法の枠組みを維持したまま、第一段階要素としての「精神の障 害」を法的見地から再構成した場合には、この要件の有無によって責任能力 の判断結果に差異は生じず、「精神の障害」が問題解決のツールとして何ら 作用しないことになる。既述のように安田は、認識・制御能力の有無や程度 のみで判断した場合に心神喪失や耗弱の範囲が無限定かつ不安定になるとし て、混合的方法の枠組み自体を維持する一方、法的病気概念を採用すること の帰結として、「『精神の障害』は、認識・制御能力の有無・程度を類型的か

162

(290)

つ安定的に判断することを可能にする基盤を提供するに過ぎないもの」と理解される。

しかしながら、この意味での「精神の障害」に実体要件としての地位を認めることによって、責任能力の判断基盤の安定化・類型化が図られうるかは疑問である。安田説の下では、弁識・制御能力に影響を与えうるものであれば、すべての精神状態が「精神の障害」に含まれることで、同じ精神状態には同じ法的結論を導出することが志向されている。そうだとすれば、水留が指摘するように、安田説における「精神の障害」は、「弁識・制御能力の判断結果の言い換えに過ぎない」ことになり、「そのような『精神の障害』に、判断基盤の安定化・類型化という任務を負わせることは困難」なようにも思われるのである。

既述のように、安田が法的病気概念を採用した背景には、精神障害以外の事情に由来して弁識・制御能力が害された場合にも、精神障害による場合と同一の効果が認められるべきとの問題意識が存在した。こうした前提の下で、「精神の障害」が能力を害する理由となるときに限って判断基盤の明確(292) 化を図ろうとするのは、同説の出発点に反することにもなるだろう。

箭野の指摘に見られたように、責任能力判断の安定化という混合的方法の目的が達成されるためには、生物学的要素と心理学的要素とで異なる内容が含まれる必要がある。「精神の障害」と弁識・制御能力の意味上の重なり合いを認め、弁識・制御能力に問題が生じうる精神状態をあまねく含むような「精神の障害」解釈の下では、判断基盤の明確化という論拠の説得性は相当程度に減退せざるを得ないように思われるのである。

第3節 検討

第1款 「精神の障害」を実体要件として認めた場合の不整合性について本章では、責任能力基準における「精神の障害」の位置づけを明らかにするために、わが国の代表的な見解を概観し、「精神の障害」を実体要件として存置する諸根拠に検討を加えた。

これによれば、第一段階要素としての「精神の障害」を、医学的な疾患概念と区別された法的概念として構成すべきとする点において、見解の相違は見られない。行為者の弁識・制御能力が刑法的な意味で喪失・減弱していた場合に、精神医学など他の学術領域において疾患と見なされるか否かによって、責任能力の結論に差異が生じると考えるのは不合理であろう。この意味で、同じ精神状態には同じ法的帰結が導出されなければならないとの安田の指摘は、正鵠を射ているように思われる。

このことから、わが国の刑法学説は、「精神の障害」を医学的な疾患概念から切り離すとともにこれを弁識・制御能力といった法的見地から再構成するものの、責任能力基準から「精神の障害」を排除することについては躊躇を示してきた。筆者の見立てでは、この意味での「精神の障害」を実体要件として存置する根拠は、生物学的要素と心理学的要素の関係性の理解に依存し、以下の二つの方向性に大別できる。

第一は、町野や水留のように、責任能力を他の責任要素(違法性の意識の可能性、適法行為の期待可能性)と区別された、「精神の障害」をメルクマールとする特別な責任阻却事由と解し、責任能力基準において「精神の障害」に第一義的な重要性を認めることで、「精神の障害」から責任能力の判断結果を直接に導出する余地を認める立場である。この立場の背景には、責任能力と他の責任要素の平行理解を認めて「精神の障害」の意義を相対化した場合には、責任能力判断が適切になされ得ないとの問題意識がある。

しかしながら、既述のように、責任能力と他の責任要素の本来的な意味での差別化は、弁識・制御能力要件の内実が他の責任要素のそれとは異なることを提示することで図られるべきであり、「精神の障害」という要素を重視することで問題に対処することは、責任能力の実体要件や判断プロセスの明確性を犠牲とすることになって妥当でない。

第二は、箭野や安田のように、責任能力と他の責任要素は、「行為の違法性の認識可能性」と「違法行為への意思決定を思いとどまる動機づけの制御可能性」が問題となる点で変わりがなく、「精神の障害」は当該精神状態が

生物学的要因に基づいていたという意味で、原因の違いを示す要素に過ぎないとする立場である。

この立場からは、広い意味での医学的・心理学的な疾患や障害を「精神の障害」の母体とすることで純粋な心理学的方法とは距離を置くアプローチ(箭野)や、「精神の障害」を純粋に法的見地から構成しつつも判断基盤の明確化に資することから実体要件として維持するアプローチ(安田)が展開されている。しかし、「精神の障害」を実体要件として存置する理由として、これらの論拠が説得性を欠くことは既述の通りである。

かようにして、いずれの立場からも、法的に解釈された「精神の障害」を 実体要件として維持した場合には、何らかの形で不整合が生じることにな る。筆者は、この不整合性が、混合的方法という従前の規定方式を維持した まま、生物学的要素に関する議論進展を通じて「精神の障害」に従来とは異 なる意味内容を与えたことに起因すると考える。

ダラム・ルールをめぐるアメリカの議論でも示唆されていたように、「精神の障害」を弁識・制御能力といった法的見地から再構成する以上、実体要件としての「精神の障害」の位置づけを再考する必要が生じるのではないだろうか。第一段階要素としての「精神の障害」において、行為者の精神状態を弁識・制御能力の観点から再記述した場合には、弁識・制御能力が喪失・減弱した精神状態(心神喪失・心神耗弱)との差異は曖昧化し、実体要件としての役割を何ら果たしていないのではないかとの疑問に繋がりうる。

裁判実務においては、被告人の疾病の種類や程度に加え、犯行の動機や態様、犯行前後の行動や、被告人の記憶の有無などを総合的に考察して責任能力を判断しているとされる。こうした点を考え合わせると、多様な考慮要素の中で「精神の障害」のみに実体要件として特別の地位を与える説得的な理由を提示することは、一層困難となるように思われるのである。

第2款 「精神の障害」不要説について

上記の点から筆者は、法的概念として再構成された「精神の障害」を、弁

識・制御能力に並ぶ実体要件として維持することはできないと考える。法的概念としての「精神の障害」の外延や内実は、「弁識・制御能力に影響を与えうる精神状態」などという形で心理学的要素によって規定されることから、責任能力基準において両者を別個の要件として並置する合理的な理由は見いだせない。「精神の障害」と弁識・制御能力の並置は、前者が医学的概念として理解される限りで意義を有していたのであり、実体要件としての「精神の障害」を医学的な疾患概念と同視する旧来的な理論が採りえないとすれば、「精神の障害」を弁識・制御能力の認定資料として正面から位置づけるとともに、これを責任能力基準から除外する以外に、上記の問題を解決する方策は存在しないように思われるのである。

「精神の障害」を実体要件として承認しない筆者の立場からは、「精神の障害」をめぐる前記の不整合性が解消されるのみならず、⑦弁識・制御能力の内実に関する議論進展や、①精神鑑定人と裁判所の役割をめぐる議論から得られた帰結を見据えた場合にも、首尾一貫した説明を提示することが可能となる。

まず、⑦の点について言えば、心理学的要素の内実に関する議論進展に平行する形で、生物学的要素の位置づけが変化する可能性を指摘しなければならない。既述のように筆者は、刑事責任能力の判断に際して弁識能力と制御能力を分けて論じることには理論的・実践的な意義や根拠が存在せず、行為者の認識プロセスに着目することでその意味内容が豊富化された、「実質的弁識能力」とも言うべき統一基準によって心理学的要素の内実が規定されるべきとの立場を採用する。

行為者の認識内容ではなく認識プロセスの異常性を重視する私見の立場を 前提とした場合には、症状論が説くような個々の「精神状態像」によって心 理学的要素の有無や程度を明らかにすることはできず、第一段階要素として の「精神の障害」に求められる内実は、行為者の全体像を基底とする診断論 の思考方法と親和性を有することになる。

この点、従来の診断論は一般に、弁識・制御能力と他の責任要素(違法性

の意識の可能性、適法行為の期待可能性)の平行理解を認めながら、実体要件としての「精神の障害」を特別のメルクマールとすることで責任能力と他の責任阻却事由が区別されると主張する。その際には、弁識・制御能力要件のみに依拠した判断の困難性・不適切性を根拠に、実体要件としての「精神の障害」には弁識・制御能力の認定資料に留まらない豊富な意味内容が与えられるべきだと指摘される。

これに対して筆者は、弁識・制御能力の内実を(違法性の意識の可能性や適法行為の期待可能性に対応する)個別具体的な心理内容とする従来の理解を共有しない。責任能力論において弁識・制御の二分法を採用せず、認識プロセスの異常性に着目する筆者の立場を前提とした場合には、診断論の意味で「精神の障害」を理解したとしても、心理学的要素(実質的弁識能力)との間に意味上の齟齬は生じない。このことから、従来の診断論とは異なり、「精神の障害」を実体要件として存置する意義は存在せず、これを心理学的要素の認定資料に正面から位置づけることが可能となるのである。

また、①の点について言えば、責任能力の判断場面において、生物学的要素と心理学的要素を峻別し、この区別を鑑定人と裁判所の任務分担に反映する思考方法は過去のものとなっている。すなわち、経験科学的な方法によって把握可能な生物学的要素の判断を精神鑑定人に、法の目的などを考慮した規範的見地からなされる心理学的要素の判断を裁判所に割り振る形式的な枠組みは支持を失い、現在では、生物学的要素の有無や程度のみならず、それが心理学的要素に与えた影響の有無や程度についても、その専門知識の及ぶ範囲で意見を述べることが精神鑑定人に期待されている。

こうした理解を念頭に置けば、生物学的要素と心理学的要素を峻別した上で別個の要件として存置する現行の責任能力基準は、責任能力判断の実態に即さない不自然な規定のようにも思われないだろうか。精神鑑定人の役割は、臨床精神医学的な疾患概念への該当性判断ではなく、被告人の精神状態を実質的弁識能力という法的文脈に引き直し、裁判所の規範的評価(心神喪失・心神耗弱・完全責任能力)を補助する点に認められる。そうだとすれば、

従来の学説が「精神の障害」と呼んでいた実体は、ある病的な精神状態が弁 識・制御能力の喪失や減弱と関連性を有するかという問題であり、これを弁 識・制御能力から区別された実体要件とすることは困難であろう。

かようにして、「精神の障害」を実体要件とせず、心理学的要素の認定資料として理解する筆者の立場からは、法的概念としての「精神の障害」をめぐる従来の学説の不整合性が回避されると同時に、心理学的要素に関する議論進展や精神鑑定人と裁判所の役割をめぐる議論とも親和的な説明を提示することが可能となる。

こうした帰結は、責任能力の実体要件を一元化するという意味で、Fingarette 説や町野説などに見られる「精神の障害」一元説と類似したものと受け取られるかもしれない。しかし、ダラム・ルールをめぐる議論過程からも明らかとなったように、「精神の障害」を重視するアプローチを採用した場合には、この概念に含まれる多様な側面――例えば、⑦精神医学における疾患概念への該当性の有無や、①心理学的要素の認定資料として精神鑑定人が述べる意見、さらに、⑨「法的見地から非難を加えられるほどの精神状態か」という事実認定者による判断など――が見失われるおそれがある。このことから、責任能力の実体要件としては、あくまで心理学的要素(実質的弁識能力)を定位するアプローチが採られるべきだと筆者は考える。

責任能力の実体要件として記述されるべきは心理学的要素(実質的弁識能力)のみであり、「精神の障害」は多岐にわたる心理学的要素の認定資料のうち、特に精神鑑定人がその専門性を発揮できる領域として位置づけられる、というのが本稿の結論である。

おわりに

本稿では、わが国の刑事実務と刑法学説が責任能力基準の第一段階要素に 位置づける、「精神の障害」の意味内容と実体論上の地位を考察した。わが 国の通説的見解は、「精神の障害」を弁識・制御能力といった法的見地から 168

再構成する必要性を強調する一方で、混合的方法による従前の理論枠組みを維持することで、この意味での「精神の障害」に弁識・制御能力と並ぶ実体要件としての地位を与えてきた。本研究は、こうした理解を前提とした場合に、「精神の障害」が責任能力判断の第一段階要素として何ら機能していないのではないかとの疑問から、純粋な生物学的方法として知られるダラム・ルールに関するアメリカの議論を素材とし、疾患概念をめぐる精神医学領域の議論にも踏み込んだ形で検討を加えた。

第1章では、「精神の障害」という要素について精神鑑定人と事実認定者のそれぞれが果たすべき役割という視点から、ダラム・ルールをめぐる議論を分析した。「精神の障害」のみを要件とする同基準に対し、その運用上の困難性から修正が加えられた過程を辿ることで得られた示唆としては、以下の点が挙げられよう。すなわち、①責任能力の判断場面における「精神の障害」は、医学領域の疾患該当性判断とは無関係であって法的見地から再構成されなければならず、②精神鑑定人の役割は、事実認定者が「法的に心神喪失とするのに十分な能力低下か否か」を判断するための手助けであり、(弁識・制御能力の喪失や減弱といった)法的観点から行為者の精神状態について、その専門知識の及ぶ範囲で意見を述べることにある。さらに、③「精神の障害」を法的見地から再構成した場合には、混合的方法による責任能力基準の妥当性に再考の余地が生じることになる。

ダラム・ルールに関する上記の分析結果を前提とし、第2章では、責任能力論における「精神の障害」の意味内容を明らかにするため、疾患概念に関する精神医学の議論を援用しながら刑法学における症状論と診断論をめぐる議論に検討を加えた。精神医学においては、行為者の精神状態を総体的に捉える伝統的精神医学の思考方法と、個別具体的な症状を分析的に捉える現代的精神医学の思考方法が対照的に捉えられているものの、近時では、ある症例の全体像をどのように捉えるべきかという視点を欠く後者の難点を回避するために、(特に精神鑑定では)両者の視点を相補的に用いるべきとの主張が有力に展開されている。

こうした理解を刑法学における「精神の障害」解釈に応用すると、過去の一回限りの事象への意味づけとして理解される責任能力判断にとって重要なのは、個別の心理状態(精神症状・精神状態像)の提示ではなく、「判断者が捉えた病態と、そこから推論される行為者の精神状態が高い説得力を持って語られること」であり、責任能力論における「精神の障害」の判断基盤は、診断によって精神医学的に評価・解釈された行為者の全体像として理解されるべき(診断論)との結論に至った。この診断論の思考方法は、心理学的要素に関する私見の立場――責任能力論において弁識・制御の二分法は妥当せず、認識プロセスに着目することで意味内容が豊富化された「実質的弁識能力」に一元化されるとの考え――とも整合的であり、「精神の障害」の判断基盤として診断論の立場を採用することが、実質面のみならず理論面においても合理的であることを明らかにした。

さらに第3章では、上記の意味で理解される「精神の障害」の刑法理論上の位置づけを探るために、わが国の刑法学説が「精神の障害」を実体要件として存置する根拠を比較検討し、いずれの立場からも、法的に解釈された「精神の障害」を実体要件として維持した場合には、何らかの形で不整合が生じるとの結論を得た。

これによれば、責任能力を他の責任要素(違法性の意識の可能性、適法行為の期待可能性)と区別し、「精神の障害」をメルクマールとする特別な責任阻却事由と解する立場に対しては、責任能力と他の責任要素の平行理解の非妥当性は、弁識・制御能力の意味内容が他の責任要素と異なることに基づくのであって、「精神の障害」という要素を重視することで問題に対処することは、責任能力の実体要件や判断プロセスの明確性が犠牲となって適切ではないとの疑問が生じうる。

他方で、責任能力と他の責任要素の平行理解を認め、「精神の障害」は当該精神状態が生物学的要因に基づいていたという意味で、原因の違いを示す要素に過ぎないとする立場からは、「精神の障害」を医学・心理学と法学の複合概念として理解することで純粋な心理学的方法とは距離を置く考え方

や、「精神の障害」の刑法理論上の意義を否定しつつも責任能力判断の明確 化のために実体要件としての「精神の障害」を存置する考え方が提示されて いる。しかし、「精神の障害」を複合概念と理解しても結局は純粋な法的構 成説と帰結に差異は生じ得ず、また、この意味での「精神の障害」を第一段 階要素に存置しても判断の明確化に資するとは考えられないことから、これ らの論拠はいずれも説得性を欠いている。

かようにして筆者は、法的概念として再構成された「精神の障害」を、弁識・制御能力に並ぶ実体要件として維持することはできないとの結論に達した。法的概念としての「精神の障害」の外延や内実は、「弁識・制御能力に影響を与えうる精神状態」などという形で心理学的要素によって規定されることから、この意味での「精神の障害」は弁識・制御能力と並ぶ実体要件としてではなく、弁識・制御能力の認定資料として位置づけられなければならない。「精神の障害」を実体要件として認めない筆者の立場からは、この要素に関する従来の学説の不整合性が解消されるのみならず、⑦弁識・制御能力の内実に関する議論進展や、①精神鑑定人と裁判所の役割をめぐる議論から得られた帰結を見据えた場合にも、首尾一貫した説明を提示することが可能となるのである。

本稿で明らかにした「精神の障害」の意味内容と実体論上の地位は、これまでに筆者が公表した 2 編の論文と併せて、責任能力の新たな理論枠組みを提供するものである。これら一連の研究は、責任能力論については実体法の実現過程を含めた総合的な視点が必要との筆者の問題意識に由来し、各論点の分析においては、責任能力基準の各要素が実際の判断場面でいかに作用しているのかという視座から、それぞれの意味内容や実体論上の地位を明らかにするという、統一的な分析軸・方法論によって貫かれている。

なお、今後の検討課題としては、裁判実務における責任能力の認定手法の 分析が挙げられよう。この問題については、平成19年度司法研究『難解な法 律概念と裁判員裁判』が統合失調症の場合を例に挙げながら、「精神障害の ためにその犯罪を犯したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯した (298)

のか」との認定基準を提示し、学説からの注目を集めている。

もっとも、責任能力が問題となる全ての事例にこの基準を用いることは困難であり(例えば、価値体系が歪んだ状態が長く続いたような場合には、どこまでが「性格」で、どこからが「病気」なのかという線引きは困難を伴う)、また、精神異常を「性格に起因するもの」と「病気」に二分したうえで、前者の異常性は免責理由とならないとする伝統的な考え方を念頭に置いている点で、精神医学や刑法学における近時の議論動向とも乖離しているように見受けられる。

このように、裁判実務における責任能力の認定基準には未だ検討を要する 点が多いように思われることから、責任能力が争われた国内の裁判例や事実 認定の実務に関する文献に検討を加えることで、筆者の立場から、現在の刑 事実務における責任能力の認定手法を検証する必要があると考えている。こ の分析については他日を期したい。

[完]

171

- (245) 箭野・前掲注8・292頁。
- (246) 箭野·前掲注8·289頁参照。
- (247) 箭野・前掲注8・292頁参照。
- (248) 箭野・前掲注8・292頁以下参照。
- (249) 箭野・前掲注8・296頁参照。
- (250) 箭野・前掲注8・297頁参照
- (251) 箭野・前掲注8・308頁参照。
- (252) 箭野·前掲注8·309頁参照。
- (253) 箭野・前掲注8・298頁以下参照。
- (254) 箭野・前掲注8・314頁。
- (255) 箭野・前掲注8・313頁参照。
- (256) 箭野・前掲注 8 · 316頁参照。
- (257) 西山・前掲注97・40頁参照。
- (258) 安田・前掲注4・31頁参照。
- (259) 浅田・前掲注209 (刑事法学の動き)・132頁。
- (26) 例えば、精神鑑定人には、「精神の障害」の有無や程度のみならず、弁識・制御能力といった規範的要素の有無や程度についても、その専門知識の

及ぶ範囲で意見を述べることが求められていることを考慮すれば、「精神の 障害」という要素に医学・心理学の観点を付加したところで専門的知識の経 由が確実になるとは言えないだろう。

- (261) 安田・前掲注4・32頁。
- (262) さらに、医学・心理学的な観点を「精神の障害」に導入するとしても、 箭野説において考慮されるのは広範な意味での医学的・心理学的な疾病や障 害であり、これらを分母に配したところで、「精神の障害」を純粋に法的な 見地から構成する見解と比べて専門的知見の経由が確実になると言えるのか 疑問である。
- (263) 箭野は、「これ「西山の指摘」を文字どおりに解すると、『心神喪失とい う精神障害の態様』が法的疾病概念であるということになるが、『心神喪失』 をあえて法的疾病と呼ぶことに大きな意義があるようには思われない | (箭 野・前掲注8・325頁注36)として、上記の理解を排斥する。
- (264) 林・前掲注166・44頁。
- (265) 水留・前掲注15・8頁。
- (266) 団藤重光「青仟能力の本質|日本刑法学会編『刑法講座 第3巻』(有斐 閣、1963年)46頁。
- (267) 町野·前掲注220·39頁注12参照。
- (268) 水留・前掲注15・8頁。
- (269) 水留・前掲注179・200頁以下。
- (270) 水留・前掲注179・201頁。
- (271) 墨谷葵「責任能力」阿部純二ほか編『刑法基本講座 第3巻』(法学書 院、1994年)244頁、
- (272) 林・前掲注166・43頁。
- (273) 例えば、団藤・前掲注266・45頁以下、平野・前掲注2・283頁以下、浅 田・前掲注209 (刑事責任能力の研究・下巻)・90頁 (生物学的要件と心理学 的要件との間に、ゆるやかな事実上の推定関係が認められることによって、 裁判官の自由心証を合理的にコントロールすることが可能になるとする)な
- (274) 安田・前掲注4・28頁以下参照。
- (275) 安田は、シュナイダー流の伝統的な疾患概念を「精神の障害」該当性と 一致させるべきではない他の理由として、身体的な基礎を有する精神病が、 神経症や情動などといった「精神的変性」よりも人間行動に強い影響を与え る科学的証明がなされていない点を挙げる(安田・前掲注4・29頁参照)。

この問題について箭野・前掲注8・291頁は、ニコチン依存症は司法の観点から何ほどの疾病性ももちえないが、治療必要性の観点からは十分な疾病価値をもっているとの西山詮による例を援用しながら、医学的・心理学的な関心と刑法上の関心には齟齬が存することを理由に、医学的な疾患概念をそのままの形で「精神の障害」の解釈に導入すべきではないと指摘する。なお、戦後(西)ドイツにおいては、「精神の障害」は BGH によって医学的病気概念から法的病気概念へと変容され、この法的病気概念が1975年より妥当している現行法によって立法化されたとの理解が一般的である。この経緯については、仲宗根玄吉「責任能力に関する基本的諸問題」懸田克躬『現代精神医学大系第24巻《司法精神医学》』(中山書店、1976年)27頁以下参照。

- (276) 安田拓人「責任能力の判断基準について」現代刑事法36号(2002年)35 頁。
- (277) 安田・前掲注11・32頁。
- (278) もっとも、安田も指摘するように、現代的な精神疾患概念を念頭に置いた場合には、医学的病気概念と法律的病気概念の射程の広さは逆転することになる。すなわち、「法律的病気概念は、もともとは、精神医学が病気としてきたもの(医学的病気概念)より広い範囲に責任能力規定の適用を認めるべきだとの問題意識に由来するものであるから、同条が適用される者の範囲も精神医療の対象者となる者の範囲より広くなるのは当然の前提」(安田拓人「責任能力論の到達点となお解決されるべき課題について」川端博ほか編『理論刑法学の探究⑥』(成文堂、2013年)9頁)とされていたが、医学・心理学分野において疾患や障害とされる領域が拡大していることを背景とし、「医学的に『精神の障害』として関心の対象となるものが、刑法39条の適用領域より広くなって」(同頁)いるとされる。
- (279) 安田・前掲注11・33頁。
- (280) 安田・前掲注11・42頁。
- (281) 安田・前掲注11・34頁。
- (282) 安田・前掲注11・66頁以下。
- (283) 安田・前掲注11・167頁参照。
- (284) 安田・前掲注11・167頁参照。
- (285) 安田・前掲注11・167頁参照。
- (286) 安田・前掲注4・37頁。安田は、このような広範な「精神の障害」要件 を採用することの反射的効果として、「精神障害者をそのことのみを理由に して不当に扱うことの反面において生じる偏見や差別を解消することにもつ

174 早稲田大学大学院法研論集第 161 号 (2017)

ながり、これを避けるために主張されている、ややも安易な刑法39条廃止論 に対する歯止めになる」(同頁)と指摘する。

- (287) 安田・前掲注278・10頁以下。
- (288) 安田・前掲注278・10頁参照。
- (289) 安田・前掲注276・35頁参照。
- (290) 安田・前掲注276・35頁。
- (291) 水留・前掲注179・198頁。
- (292) 水留・前掲注179・198頁参照。
- (293) 松藤和博「責任能力(1)—統合失調症」小林充=植村立郎編『刑事事 実認定重要判決50選(上)[第2版]](立花書房、2013年)118頁以下参照。
- (294) 拙稿「刑事責任能力論における弁識・制御能力要件の再構成(1) (2・完)」早稲田法学会誌66巻2号(2016年)321頁以下、67巻1号(2016年)225頁以下参照。
- (295) 拙稿「刑事責任能力判断における精神鑑定人の役割(1)」早稲田法学会誌65巻2号(2015年)157頁以下参照。
- (296) 水留・前掲注179・230頁。
- (297) 拙稿「刑事責任能力判断における精神鑑定人の役割(1)(2・完)」早稲田法学会誌65巻2号(2015年)151頁以下、同66巻1号(2015年)189頁以下、拙稿・前掲注294。
- (298) 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(法曹会、2009年)36頁 以下参照。
- 【付記①】本稿は、平成28年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費:課題番号26・2485)による研究成果の一部である。
- 【付記②】本稿の推敲過程では、岩崎貴彦氏(東京地方裁判所判事補)から数 多くの貴重なご指摘を賜りました。ここに記して感謝申し上げる次第です。
- 【付記③】脱稿後に、安田拓人「責任能力の意義」法学教室430号 (2016年) 14 頁以下、および樋口亮介「責任能力の理論的基礎と判断基準」論究ジュリスト19号 (2016年) 192頁以下に接した。